

新体力テスト「S認定証」交付要領

栃木県教育委員会

1 趣旨

体力向上策の一環として、児童生徒の体力に対する関心を高めるとともに、体力の向上に意欲をもたせるため、「S認定証」を交付する。

2 対象

当該年度の7月までに実施した新体力テストで、全ての種目の得点が8点以上の児童生徒に「S認定証」を交付する。

3 交付方法

- (1) 小・中学校及び義務教育学校、県立高等学校にあつては、「栃木県児童生徒の体力・運動能力調査」の回答データをWEBサイト「とちぎっ子体力雷ジングひろば」からアップロードすることで「S認定証」の人数が算出される。
- (2) 県立特別支援学校にあつては、県教育委員会事務局健康体育課長宛て様式1を提出する。
- (3) 県教育委員会は、提出された「栃木県児童生徒の体力・運動能力調査について」の内容に基づき、小・中学校及び義務教育学校に対しては関係市町教育委員会教育長宛て、県立学校に対しては直接学校長宛て、「S認定証」を交付する。

4 この要領は、平成17年4月1日より施行する。

この要領は、平成18年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成21年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成22年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成24年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成27年6月1日に一部改正する。

この要領は、平成29年4月1日に一部改正する。

この要領は、平成30年4月1日に一部改正する。

この要領は、令和4年4月1日に一部改正する。

この要領は、令和5年4月1日に一部改正する。